処 分 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名:警備業法

根 拠 条 項:第49条第2項

処 分 概 要:営業の廃止命令

原権者(委任先):兵庫県公安委員会

法 令 の 定 め:

警備業法第3条(警備業の要件)、第5条第3項(警備業の要件に該当する旨の通知)、第7条第3項(認定証の有効期間を更新しない旨の通知)、第8条(認定の取消し)

処 分 基 準:

次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。

- 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合
- 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合
- 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合(その営業が警備業に当たること についての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情 があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除 く。)

問 い 合 わ せ 先: 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第一係 (078-341-7441 内線3424)

備 考: